



立憲民主党公認  
**亀井亜紀子**

## 陽の当る島根 島根を変える日本が変わる

クリーンな政治、  
女性の声を国政に！



### 亀井亜紀子の国づくり八策

- 一、国づくりは人づくり。  
子育てと教育予算を増やします。
- 二、食へることは生きること。  
農林水産業を振興し、食料自給率を上げます。
- 三、公的医療機関の再編統合を見直し、  
地域医療を守ります。「現行の保険証を継続」
- 四、鉄道事業法を改正し、公共交通を維持します。  
「地域の交通手段を守ろう」
- 五、消費税を5%に。  
個人消費を拡大し、景気回復をはかります。  
「インボイスは廃止」「ガソリン減税を！」
- 六、労働者にまっとうな賃金を。  
非正規雇用問題に取り組みます。  
「同一労働・同一賃金の実現」
- 七、中古住宅の活用や自然エネルギーの促進等、  
循環型社会を構築します。
- 八、憲法9条を遵守し、  
安全保障は専守防衛に徹します。  
「国境離島を支援します」

#### 政治改革（裏金問題）

裏金をなくし、政治家もきちんと納税させます。



#### 能登半島地震に学ぶ

地震、津波、原子力という複合災害を想定し、避難計画を見直します。

#### 亀井亜紀子プロフィール

1965年生まれ。学習院大学法学部政治学科卒業後、カナダに留学。カールトン大学卒業。英語通訳、国会議員秘書を経て2007年、参議院議員選挙初当選（島根選挙区）。2017年、衆議院議員選挙初当選（比例中国）。立憲民主党島根県連代表。趣味／スキー、ピアノ、音楽鑑賞、神社仏閣巡り。好きな言葉／人間万事塞翁が馬

## 地域とともに 誇れる ふるさと 島根を！

にしこり のりまさは  
30年間で培った

行政経験

専門知識

人の繋がり

を活かし、  
政策を実現してまいります。

## にしこりのりまさの基本政策

暮らしやすい社会と活力ある経済の実現

- ✓ 物価高対策と定額減税で国民生活を守り、さらなる「賃上げ」を実現  
ガソリン、電気、ガス代価格の高騰を抑え、所得税・住民税の定額減税によって皆さまの暮らしを守ります。賃金上昇を確実なものにするため、中小企業への支援を強化するなど実感できる賃上げに全力で取り組みます。
- ✓ 農林・畜産・水産業の振興  
島根の宝である農林・畜産・水産業への支援をさらに充実させ、「努力や創意工夫が報われる農林畜水産業」の実現を目指します。
- ✓ 国土強靱化・インフラ整備  
山陰自動車道や境港出雲道路からなる「8の字ルート」の事業推進に取り組み、中山間地域における生活道路の整備も着実に進めてまいります。
- ✓ 中山間地域・離島の振興・生活道路の整備  
「美しい風景」や「品格ある文化」といった地域に内在する価値の再発見と広報を強化していきます。離島特有の経済・社会的な困難に対応すべく、国庫補助率のかさ上げや自由度の高い交付金など、手厚い財政措置を堅持します。中山間地域における生活道路の整備を着実に進めてまいります。
- ✓ 年金・医療・看護・介護の充実  
皆さまが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、給付額・サービスの水準を落とさずに、持続可能な社会保障制度を構築します。
- ✓ 外交・安全保障政策  
日本の安全と繁栄を維持し、国民の生命と財産を守り抜くために、国際社会における我が国のプレゼンスを高め、国連常任理事国となることを目指します。

政治改革アンケートに

1,000件  
を超える回答

ありがとうございました！

皆さまから頂いた声を胸に  
断固たる決意で  
政治改革を進めます！

アンケートの結果は  
ホームページで公表しています



#### プロフィール

昭和44年 松江市雑賀町にある酒屋の次男坊として誕生／島根大学教育学部附属中学校、松江北高校、早稲田大学政治経済学部卒業／平成5年大蔵省（現・財務省）に入省後、内閣府政策統括官、復興庁統括官付参事官、財務省中国財務局長を歴任／趣味は魚釣り、ラーメン食べ歩き／家族は妻、長男、次男

にしこりのりまさ 検索



自由民主党公認  
**にしこり  
のりまさ**  
55歳

# 投票日は4月28日(日)

## 期日前投票

利用できる方：投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

## 期日前投票期間：4月17日(水)～4月27日(土)

詳しくはお住いの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください



島根県選挙管理委員会HP

# 衆議院島根県第1区選出議員補欠選挙

## 投票日は4月28日(日)



## 期日前投票

利用できる方：投票日当日に仕事や旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない方

期日前投票期間：4月17日(水)～4月27日(土)

詳しくはお住いの市町村選挙管理委員会にお問い合わせください

